

# 公 示

千葉県医師国民健康保険組合

◆公示第180号 令和6年6月1日

本組合の組合会議員は、本年6月30日をもって任期満了となるため、次期（第34期）組合会議員の選出選挙を行う。

- ①組合会議員選出選挙は、各地区医師会で行う。
- ②選挙区（各地区医師会）と選挙すべき議員定数はつぎのとおり。

規約第28条の組合会議員選挙区及び議員定数

選挙区	議員定数	選挙区	議員定数
千葉区	5	香取区	1
八千代区	1	銚子区	1
習志野区	1	旭・匝瑳区	1
船橋区	3	山武区	2
市川区	3	茂原・長生区	2
松戸区	2	勝浦・夷隅区	1
柏区	2	安房区	1
流山区	1	君津・木更津区	2
野田区	1	市原区	1
我孫子区	1	鎌ヶ谷区	1
印旛区	2	浦安區	1

- ③組合会議員候補届又は推薦届は、文書をもって各地区医師会に届出ること。
- ④組合会議員候補届又は推薦届を締め切り、選出選挙を行う。  
（定数内であれば直ちに全員を当選者とする。）
- ⑤令和6年6月末日までに各地区医師会は、組合に当選者の報告をする。

◆公示第181号 令和6年6月1日

本組合理事及び監事の任期は、本年6月30日で任期満了となるため、次期（第34期）理事及び監事選出選挙を行う。

- ①選挙実施日は、令和6年7月25日（木）午後4時とする。
- ②選挙は、千葉県医師国民健康保険組合「第166回臨時組合会」で行う。
- ③立候補届及び推薦届は、令和6年7月8日（月）午後5時迄に文書をもって届出ることとする。
- ④選挙すべき定数は、立候補届及び推薦届を受理された第1種組合員・第1種特別組合員の中から、理事8名（うち1名は千葉県医師会理事をもって充てる）監事2名とする。
- ⑤選挙は、令和6年6月末日までに各地区医師会から当選報告を受けた新組合会議員により執り行う。

※ 上記に関するお問い合わせ

千葉県医師国民健康保険組合事務局 TEL：043-242-4273